別記様式(国民年金法施行規則等の一部を改正する等の省令附則第十三条関係)

(表面)

届書コード			処理区分			
2	2	5				

健康保険
厚生年金保険　被保険者報酬月額算定基礎届

①健康保険被保険者証の記号
※

(令和　　年8月1日現在)

◎記入の方法は裏面に書いてありますからよく読んで下さい。
◎「※」印欄は記入しないで下さい。

②健康保険被保険者証の番号	㋐被保険者の氏名	③生年月日	㋑種別(性別)	㋒従前の標準報酬月額	㋓報酬月額 算定基礎月	㋔支払基礎日数	㋕金銭(通貨)によるものの額	㋖現物によるものの額	㋗合計	㋘平均額 / ㋙修正平均額	標準報酬 ④※適用年月	標準報酬 ⑤※月額	⑥※改定予定月	⑦※作成原因		㋜備考
	(氏) (名)	明1・大3・昭5・平7・令9　年 月 日	1・2・3 5・6・7	健 千円 / 年 千円	5月	日	円	円	円	円	年	月 10	健 千円 / 年 千円				
					6月	日	円	円	円								
					7月	日	円	円	円	円							
					支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計				円								
	(氏) (名)	明1・大3・昭5・平7・令9　年 月 日	1・2・3 5・6・7	健 千円 / 年 千円	5月	日	円	円	円	円	年	月 10	健 千円 / 年 千円				
					6月	日	円	円	円								
					7月	日	円	円	円	円							
					支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計				円								
	(氏) (名)	明1・大3・昭5・平7・令9　年 月 日	1・2・3 5・6・7	健 千円 / 年 千円	5月	日	円	円	円	円	年	月 10	健 千円 / 年 千円				
					6月	日	円	円	円								
					7月	日	円	円	円	円							
					支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計				円								
	(氏) (名)	明1・大3・昭5・平7・令9　年 月 日	1・2・3 5・6・7	健 千円 / 年 千円	5月	日	円	円	円	円	年	月 10	健 千円 / 年 千円				
					6月	日	円	円	円								
					7月	日	円	円	円	円							
					支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計				円								
	(氏) (名)	明1・大3・昭5・平7・令9　年 月 日	1・2・3 5・6・7	健 千円 / 年 千円	5月	日	円	円	円	円	年	月 10	健 千円 / 年 千円				
					6月	日	円	円	円								
					7月	日	円	円	円	円							
					支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計				円								

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話	〒　－ (　局)　番　㊞

令和　年　月　日　提出

社会保険労務士の提出代行者印
㊞

（裏面）

（記入上の方法）

1　③の年号は、該当する文字を〇印で囲むこと。生年月日は、たとえば、昭和32年2月7日生まれの場合は、「

明1・大3・昭5・平7・令9	年	月	日
3 2	0 2	0 7	

」のように記入すること。

2　㋑は、被保険者が坑内員以外の男子であるときは「1」を、女子であるときは「2」を、坑内員であるときは「3」を〇印で囲むこと。ただし、厚生年金基金の加入員であつて、坑内員以外の男子であるときは「5」を、女子であるときは「6」を、坑内員であるときは「7」を〇印で囲むこと。

3　㋒のうち、「健」の欄には健康保険の標準報酬月額を、「年」の欄には厚生年金保険の標準報酬月額を記入すること。

4　㋓には、下記により記入すること。

㋕には、報酬のうち、臨時に受けたもの及び3月を超える期間ごとに受けたもの以外のもので、金銭(通貨)で支払われた賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けた、すべてのものの額を、それぞれ該当の欄に記入すること。

㋖には、報酬のうち、食事、住宅、被服など金銭(通貨)以外のもので支払われたものについて、健康保険法第2条第2項若しくは第3項又は厚生年金保険法第25条の規定によつて地方社会保険事務局長又は健康保険組合が定めた価額によつて算定した額を、それぞれ該当の欄に記入すること。

5　㋗には、「支払基礎日数20日以上の月の報酬月額の総計」の欄の額を、報酬支払の基礎となつた日数20日以上の月の数で除して得た額を記入すること。

6　㋘には、健康保険の被保険者証の番号の通知をまだ受けていないときは、その旨を記入すること。

備　考　1：この用紙は、B列5番とすること。

2：表面の左側の余白は、つづりしろとし、その幅を25ミリメートルとすること。